

# 尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策方針

2025（令和7）年5月27日

尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策広域協議会

# 目次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 背景 .....                    | 1  |
| (1) 日光・尾瀬国立公園の概要 .....         | 1  |
| (2) 日光国立公園におけるニホンジカ対策の経緯 ..... | 1  |
| (3) 尾瀬国立公園におけるニホンジカ対策の経緯 ..... | 1  |
| (4) 日光・尾瀬国立公園の連携 .....         | 2  |
| 2. 目的 .....                    | 2  |
| 3. 対象区域と保全対象 .....             | 3  |
| (1) 対象区域 .....                 | 3  |
| (2) 保全対象 .....                 | 3  |
| 4. 目標 .....                    | 5  |
| (1) 目標設定の考え方 .....             | 5  |
| (2) 目標（長期・短期） .....            | 5  |
| 5. 植生保護の実施方針 .....             | 7  |
| (1) 2020 対策方針の成果及び課題 .....     | 7  |
| (2) 優先防護エリアの再評価 .....          | 7  |
| (3) 植生保護の実施方針 .....            | 11 |
| 6. 捕獲の実施方針 .....               | 11 |
| (1) 2020 対策方針の成果及び課題 .....     | 11 |
| (2) 捕獲の実施方針 .....              | 12 |
| (3) モニタリング .....               | 13 |
| (4) 留意事項 .....                 | 14 |
| 7. その他対策に必要な事項 .....           | 15 |
| (1) 情報共有 .....                 | 15 |
| (2) 調査研究 .....                 | 15 |
| (3) 普及啓発 .....                 | 15 |
| (4) 人材・予算の確保 .....             | 16 |
| 8. 基本的な役割 .....                | 16 |
| (1) 広域協議会 .....                | 16 |
| (2) 各構成員 .....                 | 17 |
| 9. 対策方針の評価・見直し .....           | 19 |
| 引用文献 .....                     | 20 |

## 1. 背景

### （１）日光・尾瀬国立公園の概要

日光国立公園は、1934（昭和 9）年に国立公園に指定された、福島・栃木・群馬の 3 県にまたがる国立公園である。公園区域の大半が那須火山帯に属する山岳地であり、北関東最高峰である白根山や山岳信仰の歴史が残る男体山をはじめとする山々と、それらの山麓に広がる中禅寺湖や、高層湿原として形成された戦場ヶ原、渓谷から流れ落ちる瀑布が作り出す景観を特徴としている。

尾瀬国立公園は、2007（平成 19）年に、従来の尾瀬地域に会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等の周辺地域を編入し、日光国立公園から分離して「尾瀬国立公園」として指定された国立公園である。本州最大の高層湿原である尾瀬ヶ原と、噴火によって沼尻川が堰き止められてできた尾瀬沼を取り囲むように至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等の山々が織りなす景観を特徴とする。

日光国立公園の主な山岳地帯は鳥獣保護区に、尾瀬国立公園内の主な区域は特別天然記念物や鳥獣保護区に指定されるとともに、奥日光の湿原及び尾瀬については 2005（平成 17）年にラムサール条約湿地に登録されている。

### （２）日光国立公園におけるニホンジカ対策の経緯

日光地域には古くからニホンジカ（以下、「シカ」という。）が生息しており、定期的な大雪等の環境的要因によってその生息数は一定に保たれていた。しかしながら、1984（昭和 59）年の大雪でシカが大量死して以降は、積雪量の減少等によってシカの個体数が爆発的に増加し続けている。こうしたことにより、シラネアオイをはじめとする希少な高山植物や湿原性植物、林床のササ類等が減少・消失し、マルバダケブキやハンゴンソウ、バイケイソウ等のシカが採食しない植物が繁茂するようになった。また、森林の低木層の消失、樹木の実生の採食、樹皮剥ぎによる樹木の枯死等により、森林植生の変化や更新の阻害等の影響が生じた。

栃木県は、1993（平成 5）年に白根山に残されたシラネアオイ群落の保護のため植生保護柵（電気柵）を設置した。また、1994（平成 6）年に「栃木県シカ保護管理計画」を策定し、捕獲によるシカの管理とモニタリングを開始した。

1997（平成 9）年には、栃木県が小田代原に植生保護柵（電気柵）を設置し、その後、戦場ヶ原でもシカによる影響が顕在化したことから、2001（平成 13）年に環境省が小田代原を含む周辺森林域を囲む植生保護柵を設置し、柵内での捕獲を含む対策を開始した。また、2014（平成 26）年に、環境省、林野庁、栃木県、日光市が「日光地域シカ対策共同体」を設立し、関係機関が連携して捕獲等の対策に取り組んでいる。

### （３）尾瀬国立公園におけるニホンジカ対策の経緯

尾瀬地域は、明治 30 年代にはシカが生息していたが、その後のシカの分布縮小に伴って生息が確認されない期間が続き、シカの影響を受けずに生態系が成立してきた。1990 年代の日光国立公園奥日光地域のシカの増加に伴い、尾瀬ヶ原においても 1990 年代半ばにはシカの生息が確認され、ミツガシワの根を掘り返しての採食や踏圧による湿原の攪乱が顕在化し始めた。このため、2000（平成 12）年に環境省が設置した「尾瀬地区におけるシカ管理方針検討会」において「尾瀬地区におけ

るシカ管理方針」(第1期方針)を策定し、特別保護地区の外側において各県の特定鳥獣保護管理計画等に基づく捕獲を開始した。

2009(平成21)年に「尾瀬国立公園シカ対策協議会」が「尾瀬国立公園シカ管理方針」(第2期方針)を策定し、環境省が特別保護地区内での捕獲を開始するとともに、奥鬼怒林道沿いにシカ移動遮断柵を設置するなど、効果的な捕獲手法の検討を進めてきた。

#### (4) 日光・尾瀬国立公園の連携

北は新潟県南東部から福島県南西部、南は群馬県北東部及び栃木県日光市までの広い範囲に生息するシカの個体群は「日光利根地域個体群」と総称されている。日光利根地域個体群のうち一部は、冬は日光地域で越冬し、夏には尾瀬地域で過ごし、春と晩秋に日光・尾瀬間を移動する特性をもつ。そのため、日光及び尾瀬の両地域の関係機関が情報共有や連携を図るために、2012(平成24)年から「尾瀬・日光シカ対策ミーティング」を毎年開催してきた。

しかしながら、日光国立公園及び尾瀬国立公園のシカの生息数は依然として高い水準にあり、今後、このままシカの食害等による影響が継続した場合、国立公園の景観及び貴重な生態系に回復不可能な影響を与えるおそれがある。こうしたことから、広域連携によるシカ対策の一層の強化を図るため、2019(令和元)年8月に、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」(以下、「広域協議会」という。)を設置した。また、広域協議会のシカ対策の指針として2020(令和2)年1月に「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」(2020年版。以下、「2020対策方針」という。)を策定し、対策を実施してきたことにより対象区域全体でシカの生息密度が2019(令和元)年を境に減少傾向にある(巻末資料図1)。そして策定から5年が経過した2025(令和7)年に、対策の成果についてレビューを行った上で、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」(2025年版。以下、「2025対策方針」という。)の改訂を行った。

広域連携によるシカ対策の具体的な成果として、尾瀬国立公園においては、尾瀬ヶ原でシカの生息密度が2019年(令和元)年以降減少傾向にあり(巻末資料図2)、植生被害も2020(令和2)年以降減少傾向にある(巻末資料図3)。加えて、一部の植生保護柵内では、被害低減と植生回復が確認されている(巻末資料表1)。一方、会津駒ヶ岳や田代山等の高山植生帯とそこに至る登山道周辺でシカ被害が新たに発生した区域が拡大傾向にある(巻末資料図4、5)。また、日光国立公園においては、一部の植生保護柵内では被害低減と植生回復が確認されているが(巻末資料表2)、白根山・鬼怒沼の湿原、高山植生帯では被害が継続している。また、シカの移動経路及び越冬地における森林の被害が著しい状況であるとともに、多くの地域において植生回復は見られず(巻末資料図6)、シカによる被害の深刻化が懸念されるため、引き続き広域連携によるシカ対策の一層の強化を図る必要がある。

## 2. 目的

2025対策方針の策定目的は、新・尾瀬ビジョンが定める「尾瀬がめざす姿」の実現、奥日光地域(白根山・鬼怒沼)における貴重な湿原及び高山生態系の保全・回復並びに対象区域内の森林植生

の健全な維持・更新がなされる状態の実現を目指し、関係機関・団体が広域的に連携して各種ニホンジカ対策を実施することである。

広域協議会構成員が、自然公園法に基づく生態系維持回復事業、鳥獣保護管理法に基づく特定鳥獣保護管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止計画等を実施する又は策定する際には、2025 対策方針と調和を図るものとする。

### **3. 対象区域と保全対象**

#### **(1) 対象区域**

2025 対策方針の対象区域は、日光利根地域個体群のうち、日光地域で越冬し、夏を尾瀬地域で過ごし、春と晩秋に日光・尾瀬間を移動するシカが生息する範囲を基本として設定する（図1）。

なお、日光国立公園の戦場ヶ原については、「戦場ヶ原及び周辺地域へのシカ侵入防止柵設置にかかる基本方針」に基づき、「日光国立公園戦場ヶ原シカ侵入防止柵モニタリング検討会」において事業の進捗管理等が行われている。そのため戦場ヶ原は 2025 対策方針の対象区域外とするが、同検討会等との情報交換及び連携を図りつつ取組を進めることとする。

#### **(2) 保全対象**

2025 対策方針では、対象区域のうち、シカの影響を受けている重要な生態系を保全対象として、以下のとおり位置づける。

##### **【尾瀬国立公園全域】**

- ・尾瀬ヶ原・尾瀬沼等の湿原を中心とした尾瀬国立公園全域における貴重な湿原、林床植生及び高山生態系

##### **【奥日光地域（白根山・鬼怒沼）】**

- ・日光国立公園のうち、白根山と鬼怒沼付近の特別保護地区における貴重な湿原及び高山生態系

##### **【移動経路及び越冬地】**

- ・上記を除くシカの移動経路及び越冬地の森林植生

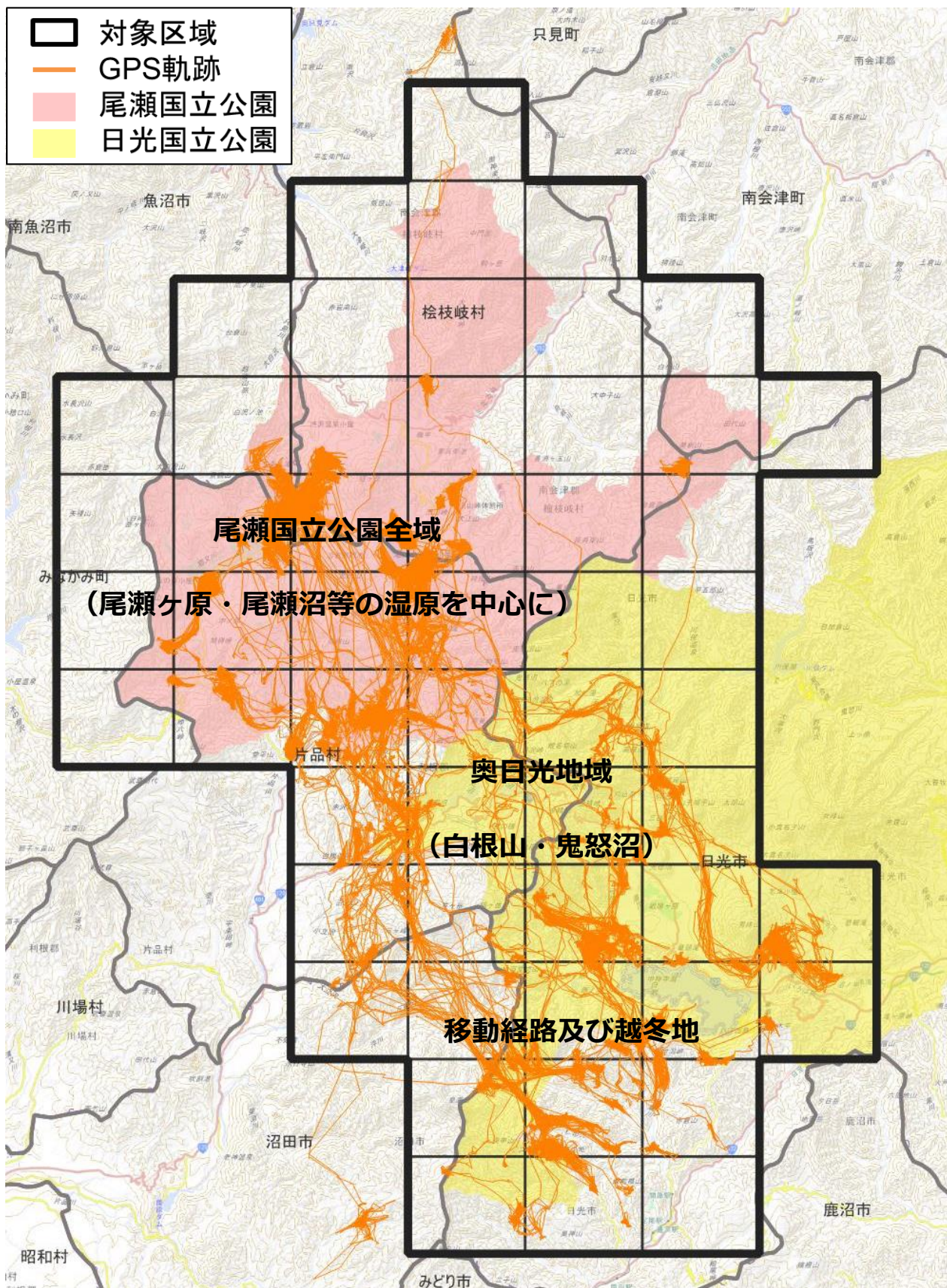


図1 2025 対策方針の対象区域

※平成 20～令和 5 年度 GPS 追跡調査によって明らかになったシカの生息範囲を元にした。

ただし、特異的な移動を行なった個体の GPS 軌跡は対象区域から外した。

## 4. 目標

### (1) 目標設定の考え方

2025 対策方針では、2. の目的の達成に向けて、対策実施から植生回復という各段階で数値目標を設定し、対策の進捗管理を行う（図2）。具体的にはこれらの各目標に対応する指標に基づきモニタリングを実施し、それぞれの段階の進捗状況の確認及び対策の効果検証を行う。

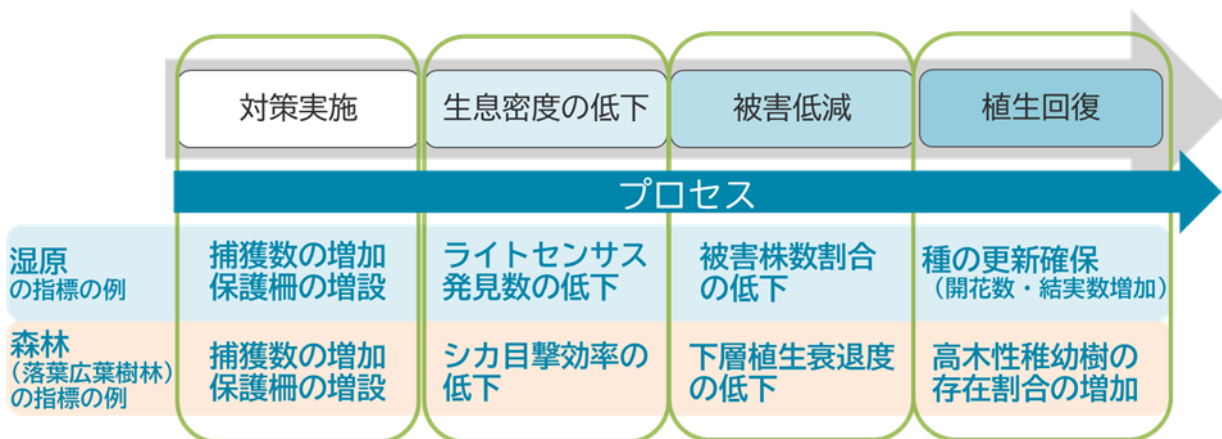


図2 対策実施が植生回復に繋がるプロセス

### (2) 目標（長期・短期）

湿原と森林それぞれに長期目標（2038 年度まで）及び短期目標（2029 年度まで）を設定し、可能な限り定量的な指標を設定する（表1、表2）。効果測定を行う地点は、分析可能なデータの蓄積がある尾瀬ヶ原・尾瀬沼の湿原及び栃木県内の森林植生とする。数値目標の設定の具体的な考え方は巻末資料2のとおり。

表 1 尾瀬ヶ原・尾瀬沼の湿原における数値目標

| 効果測定地       | 時期       | シカ生息密度<br>(ライトセンサス調査)                               | 被害低減<br>(植生調査)                            | 植生回復<br>(植生調査)                                                                            |
|-------------|----------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 尾瀬ヶ原・尾瀬沼の湿原 | 現状       | 照射範囲 1km <sup>2</sup> あたり<br>17.2 頭 <sup>※1※2</sup> | 被害株数割合 <sup>※3</sup><br>44% <sup>※4</sup> | — <sup>※5</sup>                                                                           |
|             | 短期<br>目標 | 11.1 頭以下                                            | 30%以下                                     | — <sup>※6</sup>                                                                           |
|             | 長期<br>目標 | 目撃が稀な状態                                             | 被害が稀な状態                                   | 種の更新確保（開花数・結実数増加）<br>・ミツガシワの花数 35 個以上 <sup>※7</sup><br>・ヤナギトラノオの草丈 50 cm 以上 <sup>※7</sup> |

※1: 定点調査とライトセンサス調査の分析結果を面積当たりの目撃数に換算

※2: 4～8月の尾瀬ヶ原・尾瀬沼の平均値

※3: ニッコウキスゲ・タヌキラン・ハリブキ・ミズバショウを対象 ※4: 分析に使用した定点調査の平均

※5: 現状、柵外のデータはないため「—」 ※6: 現状のデータがなく指標の算出が不可であるため「—」

※7 見本園の柵内の調査結果のみを用いて算出した参考値

表 2 栃木県内の森林（落葉広葉樹林）における数値目標

| 効果測定地               | 時期       | シカ生息密度<br>(出猟カレンダーを用いた調査) | 被害低減<br>(SDR 調査)                     | 植生回復<br>(SDR 調査)   |
|---------------------|----------|---------------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 栃木県内の森林<br>(落葉広葉樹林) | 現状       | 目撃効率 (SPUE)<br>2.4 頭/人日   | 下層植生衰退度 <sup>※1</sup><br>D2 以上 : 65% | 高木性稚幼樹の存在割合<br>46% |
|                     | 短期<br>目標 | 1.5 頭/人日以下                | — <sup>※2</sup>                      | — <sup>※2</sup>    |
|                     | 長期<br>目標 | 1.0 頭/人日以下                | D1 以下 : 85%以上                        | 75%以上              |

※1: 調査地点は、ササの被度が 80%未満の地点に限定

※2: 木本類の短期的な回復は期待出来ないため短期目標は設定しない

## 5. 植生保護の実施方針

保全対象のうち、特に植生の保護が必要なエリアを「優先防護エリア」として設定し、優先的に植生保護柵を設置することで、重要な植生を保護することとする。

### (1) 2020 対策方針の成果及び課題

#### ①成果

- ・ 尾瀬国立公園において「優先防護エリア」の設定を行い、対策の必要性が極めて高いランク A 及び B が 11 か所となった。これを受けて、構成員が役割分担を行い、植生保護柵設置ではなくモニタリングを継続していくことで関係機関が合意した泉水田代を除く 10 か所の植生保護柵の設置が完了した（巻末資料表 1）。

#### ②課題

- ・ 対策方針策定から 5 年が経過し、植生被害の状況等に変化が生じているため、「優先防護エリア」の再評価が必要である。
- ・ 「優先防護エリア」の設定においては、アクセスや立地等を加味していないなどの問題があったため、判定基準の見直しが必要である。
- ・ 設置した植生保護柵の中には、シカの侵入が見られる柵がある。
- ・ 適切なモニタリングが実施されていない柵もある。

### (2) 優先防護エリアの再評価

#### ①再評価の方法

保全対象の中から、特に植生の保護が必要なエリアを重要なエリアとして抽出した。シカ被害における対策の効果の高さや対策のしやすさを考慮し、対策の優先度を示すランク（以下、「ランク」という。）を A～D の 4 段階で設定する（表 3）。なお、重要なエリアの抽出及びランク設定のプロセスや優先防護エリアの詳細については巻末資料 3 のとおり。

#### (i) 重要なエリアの抽出

- ・ 国立公園の風致・景観を象徴する特徴的な種を有するエリア
- ・ 絶滅危惧種等を有するエリア
- ・ 特殊な条件の立地に生育する種を有するエリア
- ・ 分布の特殊性を有する種の生育エリア

#### (ii) ランク（A～D）の判定基準

- ・ 対策の効果の高さ
- ・ アクセス
- ・ 立地環境・地形

表3 ランクの定義

| ランク | 定義                                                            |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| A   | 対策の効果が極めて高く、比較的対策がしやすいエリア                                     |
| B   | 対策の効果が極めて高いが A に比べて対策が困難なエリア<br>対策の効果が高く、対策が困難又は比較的対策がしやすいエリア |
| C   | 対策の効果が低く、対策が極めて困難以外のエリア                                       |
| D   | アクセスが困難、急峻な地形等の理由により対策が極めて困難なエリア                              |

## ②再評価の結果

優先防護エリアの再評価の結果、重要なエリアとして抽出された計 76 か所のうち、ランク A は 11 か所、ランク B は 20 か所、ランク C は 43 か所となった（図 3）。なお、ランク D は 2 か所あったが、対策の効果が低い、アクセスが困難、急峻な地形等の理由により対策が困難なエリアであることから図 3 に示していない。

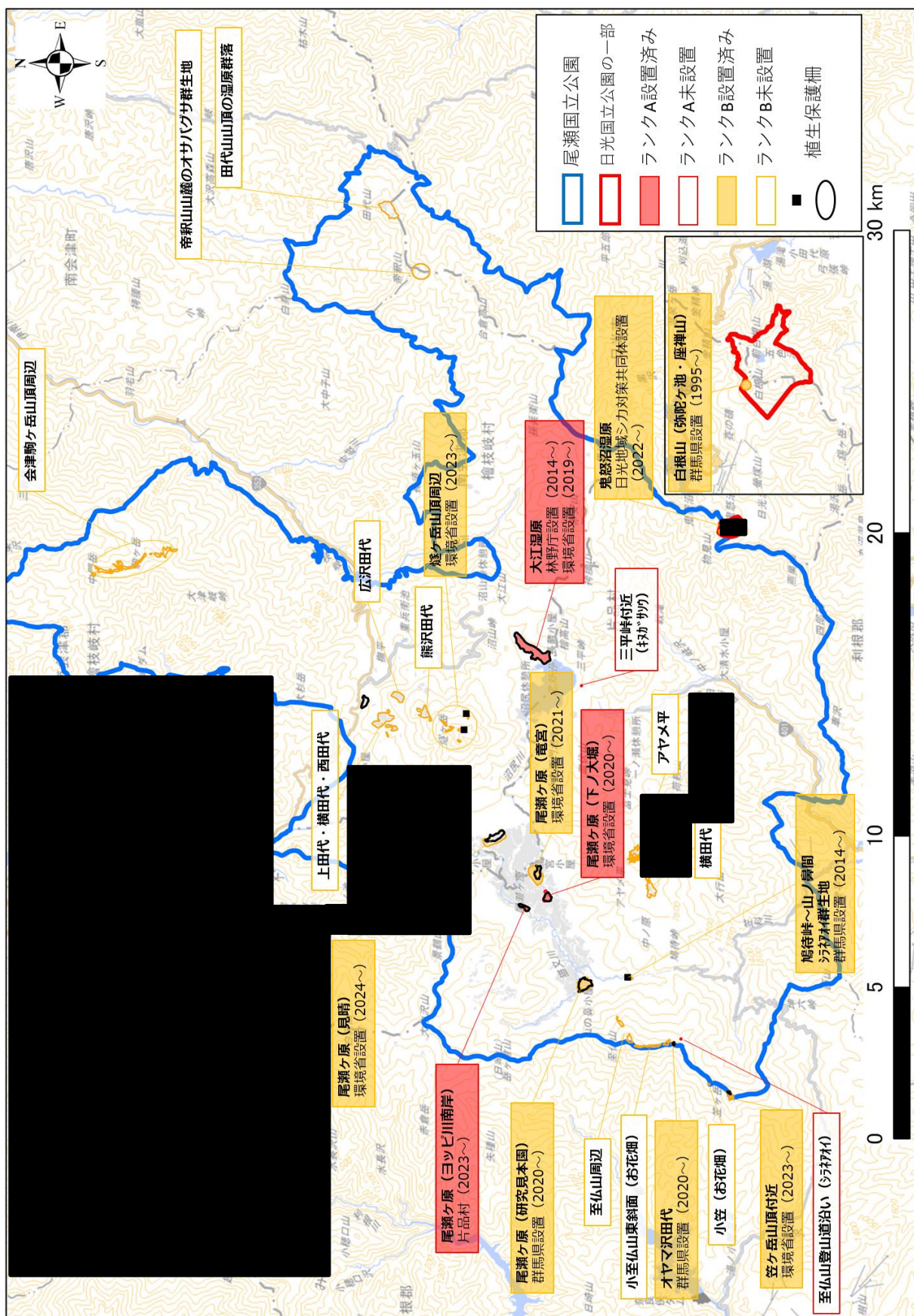


図 3-1 優先防護エリアのランクと植生保護柵設置状況



### (3) 植生保護の実施方針

(2) により新たにランク A となった 4 か所について、構成員間で協議の上、2029 年度までに植生保護柵を設置する。新たにランク B となった 20 か所のうち植生保護柵が設置されていない 11 か所については、ランク A に次いで柵を設置する必要性があることから積極的に設置を検討する。植生保護柵だけでは対策が不十分である場合は、必要に応じてそれ以外の対策（グレーチングや遮断柵の設置、追い払い等）の併用も検討することとし、優先防護エリア外であっても育林及び風致景観上重要な要素となっている樹木等は、単木防除を行う。

また、既設を含めた植生保護柵については、設置者が適切な維持管理を行い、効果を維持させる。特に、現状でシカの侵入が確認されている柵については、柵の設置主体においてライトセンサスやセンサーカメラ等を活用して、侵入個体数の把握に努めるとともに、適切な頻度で巡視を行い、柵の破損が見られた場合には速やかに修繕する等の対策を講じる。

優先防護エリアごとの植生回復の目標を巻末資料表 7 のとおり設定する。植生保護柵においては、設置者が、定点調査によって植生の回復状況のモニタリングを実施する。定点調査の方法は、シカ嗜好性植物回復状況調査（コドラートを用いた植生調査）、ドローン（UAV）等を用いたリモートセンシング、景観の回復状況の定点撮影とし、巻末資料表 7 の調査項目を参照し、適切なモニタリングを実施する。

#### <主な実施主体>

環境省、林野庁、群馬県、福島県、栃木県、新潟県、片品村、檜枝岐村、南会津町、日光市、魚沼市、東京電力 RP、山小屋組合

## 6. 捕獲の実施方針

保全対象ごとに実施方針を定めて効果的な捕獲を実施し、シカ生息密度を低下させる。また、適切なモニタリングを行い、捕獲の効果を検証する。

### (1) 2020 対策方針の成果及び課題

#### ①成果

- ・ 対策エリア全体における総捕獲数は増加傾向である（巻末資料図 1）。
- ・ 尾瀬ヶ原における総捕獲数も長期的に増加傾向である（巻末資料図 2）。
- ・ これまで捕獲困難地とされていた、田代山、日光白根山、鬼怒沼及び足尾の高標高域において、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した捕獲事業が実施され、一定の捕獲成果があがっている（巻末資料表 8）。

#### ②課題

- ・ 尾瀬ヶ原の湿原に出没するシカの個体数（ライトセンサス調査による結果）は、基準年（2019 年）の約 80%に減少したが、植生被害を低減させるにはさらなる捕獲圧が必要である（巻末

資料図 2)。

- ・ 関係機関が実施する捕獲について、これまでモニタリングがされておらず、シカ生息密度や植生被害に対して効果があるのか分からない。

## (2) 捕獲の実施方針

### ①尾瀬国立公園全域

#### (i) 尾瀬ヶ原・尾瀬沼周辺

雪解け直後の植物の丈が低い時期（5～6月）にライフル銃の射程を活かした銃器捕獲を実施すると捕獲効率が低い。それ以降は捕獲効率が低くなる傾向にあるが、湿原の食害を抑制する観点では7月頃まで捕獲を実施することが望ましい。

ただし、ここ数年で日中に森林内に滞在し、夜間に湿原に出没する個体が増加してきたことから、夜間に行動するシカに焦点を当て、くくり罠を用いた捕獲や夜間銃猟による捕獲等の実施も検討する。なお、夜間銃猟の検討に当たっては、安全確保の観点から山小屋の他、広く入山者にも注意をすること。

#### <主な実施主体>

環境省、群馬県、福島県

#### (ii) 高山地域

雪解け直後のシカが出没する時期（6～7月）に捕獲を実施する。高山地域についてはアクセスが困難であるため機動性に優れたくくり罠又は銃器による捕獲を実施する。根付が確保される場所においてはくくりわな、安土（バックストップ）が確保される場所においては銃器を用いた捕獲を実施する。

ただし、くくり罠及び銃器による捕獲が実施できない場所においては追い払いによって被害の低減を図る。

#### <主な実施主体>

群馬県、福島県、新潟県、片品村、檜枝岐村、南会津町、魚沼市

### ②奥日光地域（白根山・鬼怒沼）

雪解け直後のシカが出没する時期（6～7月）に捕獲を実施する。奥日光地域についてはアクセスが困難であるため機動性に優れたくくり罠による捕獲を実施する。捕獲効率を高めるために誘引餌の活用も有効である。

#### <主な実施主体>

環境省、栃木県、群馬県、日光市、片品村

### ③移動経路及び越冬地

#### (i) 移動経路

GPS 調査によって明らかになったシカの移動経路及び移動時期（3～5月、10～12月）に捕獲を実施する。移動経路上では移動のタイミングを外さないように捕獲可能な状態を維持することが重要であり、コストをかけずに長期間稼働できるくくり罠による捕獲を実施する。なお、春先の積雪期（3～4月）にはくくり罠が雪で埋没してしまうため、少人数での銃器捕獲と組み合わせて実施する。

#### <主な実施主体>

林野庁、群馬県、福島県、栃木県、片品村、檜枝岐村、日光市

#### (ii) 越冬地

GPS 調査によって明らかになったシカの越冬地及び越冬時期（12～3月）に捕獲を実施する。初冬（12～1月）はアクセスが困難な高標高域を利用しているため、機動性に優れた手法（例えば、単独銃器捕獲（忍び猟）など）で捕獲を実施する。厳冬期（2～3月）には比較的アクセスしやすい低標高域を利用しているため、複数頭を一度に捕獲できる手法（例えば、囲い罠や大人数の銃器捕獲（巻き狩り）など）で捕獲を実施することで捕獲効率を高める。

#### <主な実施主体>

林野庁、栃木県、日光市

### (3) モニタリング

捕獲によって期待する生息密度の低下が得られたか評価を行うため、以下①のとおり標準化した調査方法でモニタリングを実施する。

また、捕獲によって期待する被害の低減が得られたか、湿原と森林で定点調査の方法が異なることから以下②のとおりモニタリングを実施する。

#### ①シカ生息密度のモニタリング

シカ生息密度調査は、湿原ではライトセンサス調査を実施し、森林では（落葉広葉樹林）出猟カレンダーを用いた調査を実施する。なお、効果測定においては、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の湿原、栃木県内の森林の値を指標として用いる。

##### (i) ライトセンサス調査

あらかじめ調査ルートを定め、夜間に左右をライトで照らしながら踏査してシカの数进行数える方法である。発見したシカの総数、個々の位置を再現できる標準化した情報（調査者自身の位置、シカを見た方位、距離）を記録することにより、局所的なシカの密度の算出が可能になり、捕獲を実施した場所や保全したい場所においてシカが減少したかを評価しやすくなる。

モニタリング実施者が異なっても、その結果を比較可能なものにするため、実施に当たっては巻末資料図 13 の調査様式を用いることとする。

## (ii) 出猟カレンダーを用いた調査

狩猟においては5kmメッシュ単位で出猟人日数や目撃数を記録する「出猟カレンダー」が普及しており、これを用いて出猟者1人あたり1日あたりのシカ目撃数を表す目撃効率（SPUE）を算出することでシカの密度を把握する方法である。出猟カレンダーを許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業においても使用することで、狩猟が行われない鳥獣保護区内等の目撃効率（SPUE）も算出できるようになる。その際に、記録のルールを明確にし県間で揃えることで目撃効率（SPUE）を関係機関の間で比較できるようになる。

モニタリング実施者が異なっても、その結果を比較可能なものにするため、巻末資料図14を調査表様式として使用することを推奨する。

## ② 植生のモニタリング（植生保護柵外）

植生の回復に係る調査について、湿原では植生調査を実施し、森林では（落葉広葉樹林）SDR調査を実施する。なお、効果測定においては、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の湿原、栃木県内の森林の値を指標として用いる。

### (i) 植生調査

あらかじめ調査するコドラートと植物種を定め、その草丈、個体数、開花数、採食数等の生育状況を記録する方法である。調査対象種をシカの嗜好性が高いものに絞ることにより、シカの生息密度や被害の減少が植生回復に繋がっているかを省力的に評価できる。対策の進捗状況を定量的に評価するためには、状況を写真のみで記録するのではなく、草丈、個体数、開花数、採食数等の具体的な計測項目を設定して数値で記録することが重要である。

### (ii) SDR 調査

あらかじめ調査するコドラートを定め、調査地のシカの痕跡と低木層の植被率を記録する方法である。調査に高い専門技術を必要としないため、調査者の確保が比較的容易であり、広域・多地点の調査を低コストで実施できる。同時に高木性稚幼樹の有無、リターの被覆量、土壌流出の程度等を調査項目として記録することで、森林の生態系機能の状況も調査でき、目標設定のための科学的根拠が得られる。光環境の違いが植被率に影響しやすいので、林冠が閉鎖し、光環境が安定した落葉広葉樹林内において、着葉期（夏季）に実施することが重要である。

## (4) 留意事項

### ① 利用者等の安全確保

国立公園等における捕獲は、利用者等の安全を十分確保できる区域に限定して行う。開山期には、利用者の安全確保に努め、見通しが極めて良好な条件下であることに注意するとともに、特に銃器を用いる場合、発砲は矢先に安土がある場所以外では行わない。

また、捕獲を実施する区域では、ビジターセンターや山小屋等において捕獲の日時・場所等を周知するとともに、標識を掲示し、利用者等への注意喚起を徹底する。

## ②自然環境への配慮

捕獲は、特に湿原植生など脆弱な植生に配慮して行う。また、シカ以外の野生動物が錯誤捕獲される可能性を考慮し、万が一錯誤捕獲が発生した場合には、迅速に放獣が行えるよう万全の体制を整える。ただし、イノシシについては近年生息域の拡大や掘り返しによる植生被害等が確認されるようになってきたことから、イノシシが錯誤捕獲された場合には、可能な限り殺処分を行うこととする。

## ③捕獲個体の処理

捕獲個体は、原則として持ち帰って処理する。ただし、県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載されている場合のみ捕獲個体の放置を可能とするが、高層湿原上や河川の近くでは放置せず、生態系への影響を最小限に留めるよう配慮すること。なお、減容化施設の設置も検討・実施すること。

## 7. その他対策に必要な事項

2025 対策方針に基づく対策が、科学的知見に沿った評価により順応的に実施できるよう、モニタリング・調査研究等を実施し、その結果を広く関係者間共有する。また、人材・予算の確保に向け、関係機関・団体等が役割分担・連携・協力し、取組を進めていく。

### (1) 情報共有

重要な植生保護及び捕獲に係る対策やそれに係るモニタリング結果を共有し、2025 対策方針に基づく対策を評価する。また、糞塊密度調査、採食状況調査等のデータについても参考情報として収集・共有することでより効果的な対策を検討するとともに、各主体が抱える課題及びそれに対する知見・技術を共有する。加えて、対象区域外で得た目撃情報等のデータについても収集・共有し、必要に応じて対象区域の変更を行う。

### (2) 調査研究

シカの動態や植生への影響等に関する調査研究を推進する。シカの動態については、特に個体数推定手法の検討やドローン等を使用した先進的なモニタリング手法の検討を行なうとともに、植生への影響を軽減するための効果的な柵の設置方法、植生保護柵内における植生の管理手法についての検討を行う。先進的な手法を積極的に検討するとともに、調査で入手したデータは各主体で蓄積し、広域協議会等で共有する。

### (3) 普及啓発

モニタリング結果や対策の実施状況等については、関係機関・団体等が連携して国民への情報提供を積極的に行い、尾瀬・日光のシカ対策への国民の理解と関心を高め、対策活動への支援強化に繋がるよう努める。

#### (4) 人材・予算の確保

- ・ 捕獲従事者の人材不足が課題となっていることから、ICT の活用や認定鳥獣捕獲等事業者の活用を積極的に検討する。また、銃や狩猟免許を持たない地域の関係者の協力を得る体制づくりを進める。
- ・ 植生保護柵設置における人材不足も課題となっていることから、公園利用者やボランティア、企業研修等の機会でも協力してもらえるような方法を積極的に検討する。例えば、植生保護柵設置のように、専門的な技術は必要ないが、一時的に多くの人員が必要な作業についてはイベント化することで多くの協力を得る体制づくりを進める。
- ・ 捕獲に係る事業予算の確保が難しくなっていることから、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金等の国の補助金を積極的に活用する。例えば、広域連携タイプの交付金か活用に向けた関係県による協議会設置や計画策定を検討する。

## 8. 基本的な役割

#### (1) 広域協議会

- ・ 広域協議会は、関係機関による広域連携を推進するための連絡調整の場として、情報集約、対策の評価、2025 対策方針の見直し等を担う。
- ・ 2025 対策方針に基づき、広域協議会で年度ごとに次年度の実施計画を作成し、実施計画に沿ったシカ対策を連携して実施する（表 5）。
- ・ 2025 対策方針に基づく対策を円滑に行うため、構成員は、シカ対策に係る各種法令の許認可等の手続きが迅速化できるよう、相互に協力する。
- ・ 2025 対策方針に基づき実施する対策やモニタリングについて共通様式を作成し、情報の効率的な収集・分析・共有化を図る。
- ・ 関係機関・団体等が実施した調査・研究の結果をとりまとめるとともに、有識者や専門家の助言・指導を受けることで、科学的・先進的な知見に基づく対策を立案する。
- ・ 2025 対策方針が有効に機能するために、生態系維持回復事業計画やその他のニホンジカ対策の実施に関する各種計画（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業計画、被害防止計画等）及び団体（南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会、日光国立公園戦場ヶ原シカ侵入防止柵モニタリング検討会、日光地域シカ対策共同体等）との連携を図る。
- ・ 様々な機関や地域で取り組んでいる調査研究、実施方針に係る技術及び対策の優良事例が情報共有できるような機会を設定する。

表 5 対策方針と実施計画の関係性

| 計画の名称 |      | 内容                                                                                                                   |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対策方針  | 目的   | 新・尾瀬ビジョンが定める「尾瀬がめざす姿」の実現、奥日光地域（白根山・鬼怒沼）における貴重な湿原及び高山生態系の保全・回復並びに対象区域内の森林植生の健全な維持・更新を目指し、関係機関・団体が広域的に連携して各種ニホンジカ対策を実施 |
|       | 長期目標 | 目的を達成するために設定する長期の状態目標（2038 年度目途）                                                                                     |
|       | 短期目標 | 長期目標の途中に設定する短期の状態目標（2029 年度目途）                                                                                       |
|       | 実施方針 | 短期目標達成のための活動（植生保護、捕獲）の実施方針                                                                                           |
| 実施計画  |      | 実施方針に沿って広域協議会構成員が行う次年度の事業計画（毎年）                                                                                      |

## （２）各構成員

### ①環境省（関東地方環境事務所）

- ・ 広域協議会事務局として、関係機関・団体等の連携の推進
- ・ 2025 対策方針を踏まえた生態系維持回復事業計画の策定
- ・ 尾瀬ヶ原・尾瀬沼周辺及び日光地域の捕獲困難地域等におけるシカの捕獲
- ・ 優先的に植生保護が必要な場所での植生保護柵の設置
- ・ モニタリングの継続的な実施
- ・ モニタリング等で得られたデータの関係機関・団体等への提供

### ②林野庁（関東森林管理局）

- ・ 国有林内でのシカ捕獲の率優先的な実施
- ・ 優先的に保護が必要な場所における植生保護柵の設置及びシカ管理の実施
- ・ 森林植生被害のモニタリング
- ・ モニタリング等で得られたデータの関係機関・団体等への情報提供
- ・ 国有林野における関係機関・団体等の各種対策への協力

### ③栃木県、群馬県、福島県、新潟県

- ・ 2025 対策方針を踏まえた第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業等によるシカ捕獲の実施
- ・ 優先的に植生保護が必要な場所での植生保護柵の設置及びモニタリング
- ・ シカ生息密度等のモニタリングの実施
- ・ モニタリング等で得られたデータの関係機関・団体等への提供

#### ④日光市、片品村、檜枝岐村、南会津町、魚沼市

- ・ 2025 対策方針を踏まえた鳥獣被害防止計画の作成
- ・ 鳥獣被害防止計画等に基づくシカ対策の実施
- ・ 市町村内での有害鳥獣捕獲の積極的实施
- ・ 優先的に植生保護が必要な場所での植生保護柵の設置
- ・ 捕獲に関するデータの関係機関・団体等への情報提供

#### ⑤関係団体・企業（東京電力 RP、尾瀬山小屋組合、尾瀬保護財団）

- ・ 2025 対策方針にのっとり実施される各種シカ対策への協力
- ・ 登山客へ普及啓発を呼び掛ける等の活動の推進
- ・ 優先的に植生保護が必要な場所での植生保護柵の設置又はその補助
- ・ 土地所有者においては土地への立入許可

#### ⑥研究者・研究機関

- ・ シカの生態や植生への影響等に関する各種調査研究の推進
- ・ 関係機関・団体等が行う対策への科学的知見に基づく助言
- ・ 調査結果、研究成果等の関係機関・団体等への情報提供

#### ⑦対象区域内におけるシカ対策に関する協議会等

以下の関連する協議会と連携を図りながら対策を進める。

##### （i）南会津尾瀬ニホンシカ対策協議会

###### <構成員>

福島県南会津地方振興局（事務局）、檜枝岐村、南会津町、福島県猟友会会津支部、尾瀬檜枝岐温泉観光協会、（公財）尾瀬保護財団、尾瀬山小屋組合、環境省関東地方環境事務所檜枝岐自然保護官事務所（オブザーバー）、会津森林管理署南会津支署（オブザーバー）

###### <内容>

尾瀬 大江湿原における植生保護柵の設置・維持管理・効果検証等

##### （ii）日光国立公園戦場ヶ原シカ侵入防止柵モニタリング検討会

###### <構成員>

有識者及び関係機関（日光国立公園管理事務所、日光森林管理署、渡良瀬川河川事務所、栃木県、日光市、地域関係機関・団体等）

###### <内容>

戦場ヶ原シカ侵入防止柵について、モニタリング及びその他の情報に基づいて、柵の意義を評価し、最終的に撤去の判断を行う場

### (iii) 日光地域シカ対策共同体

#### < 構成員 >

日光国立公園管理事務所、日光森林管理署、栃木県、日光市

#### < 内容 >

関係機関が日光地域におけるシカの個体数管理を共同して実施することにより、同地域の自然植生の保全と林業等被害の軽減を図るための共同体

## 9. 対策方針の評価・見直し

2025 対策方針の実施に当たっては、夏～秋頃に開催する広域協議会において、実施計画に基づく当年度の対策の実施状況の進捗管理を行うとともに、各種モニタリング結果に基づき、次年度の実施計画を作成する。なお、必要性が生じれば5年を待たずして一部見直しを行う。

2025 対策方針は、5年（2029年度）を目途に全ての取組における成果の検証を行うとともに、短期目標の達成状況について評価を行い、その結果に基づき、長期目標に向け必要に応じて見直しを行うこととする。

## 引用文献

- 1) 尾瀬国立公園協議会. 2018. 新・尾瀬ビジョン.
- 2) 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会. 2020. 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針.
- 3) 環境省. 2016. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）.
- 4) 環境省関東地方環境事務所. 2024. 令和 5 年度尾瀬及び日光国立公園におけるニホンジカ広域対策業務報告書.
- 5) 環境省関東地方環境事務所. 2024. 令和 5 年度尾瀬国立公園ニホンジカ植生被害対策検討業務報告書.
- 6) 環境省自然環境局. 2019. ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン.
- 7) 群馬県. 2024. 令和 5 年度群馬県ニホンジカ生息状況調査報告書.
- 8) 栃木県. 2024. 令和 5（2023）年度栃木県ニホンジカ管理計画モニタリング結果報告書.
- 9) 宮脇 昭, 藤原 一絵. 1970. 尾瀬ヶ原の植生—尾瀬ヶ原湿原植生の生態学的研究.